平成２５年（フ）第１０３９号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地３―204
債務者　山本　　昇
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　　経
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７９号
京都市左京区吉田近衛町26番地１吉田近衛団地１棟102号
債務者　飯田　邦人
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５４号
名古屋市緑区浦里４丁目８番地　南浦里荘205号
債務者　水野　昌司
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　善隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１００７号
堺市堺区甲斐町東４丁３番５―405号、前住所堺市堺区北三国ヶ丘町８丁１番12号
債務者　原　　啓太
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１１１号
札幌市豊平区月寒東１条20丁目５番21号
債務者　丹野　幸廣
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５号
釧路市中鶴野16番14号
債務者　アオヤギ商会こと　青柳　範臣
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
石川県鳳珠郡穴水町字旭ケ丘にの43番地
債務者　蓮池　政広
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉森　芳博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第３９号
長野県松本市高宮北９番７号
債務者　野村　一勝
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　美佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５３８号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目３番21号
債務者　槁本　　節
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４８１号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン７―303
債務者　エムズファクトリーこと　本吉谷了介
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
福井市若杉浜３丁目315番地、旧住所福井市大瀬町第23号107番地
債務者　中島　　真
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端　将一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
岐阜市岩崎632番地４
債務者　河合　俊志
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　御子柴　慎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７７号
岐阜県各務原市那加前洞新町３丁目142番地ハイツ杉山２―１、前住所岐阜県各務原市那加前洞新町３丁目200番地　コーポラス杉山Ｂ205
債務者　安部　信之
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３７４号
鹿児島県鹿児島市吉野町2170番地２
債務者　上畠　郁夫
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
鹿児島県鹿児島市大竜町３番19―603号
債務者　川畑　優一
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５９号
宮城県石巻市南境字新小堤25番地１　仮設南境第七団地28―３号、前住所宮城県石巻市鹿妻南２丁目10番12号
債務者　首藤　美佳
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
函館市大森町４番７号
債務者　國武　博志
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
函館地方裁判所